

新 旧 対 照 表

投資一任約款

新	旧
第 16 条（本契約の解約） 2. （11）お客様が当社に開設されている証券総合口座 <u>等</u> の一般・特定口座区分を変更し、所定の期間内に是正されないとき。 （12）本契約の資金振替日において、拠出金額に相当する額の資金を証券総合口座 <u>等</u> （法人の場合は取引口座）に確認できなかったとき。	第 16 条（本契約の解約） 2. （11）お客様が当社に開設されている証券総合口座の一般・特定口座区分を変更し、所定の期間内に是正されないとき。 （12）本契約の資金振替日において、拠出金額に相当する額の資金を証券総合口座（法人の場合は取引口座）に確認できなかったとき。

2026 年 4 月 1 日 改正